

## 暴力団排除に関する幌別地区手づくり祭り実行委員会規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、幌別地区手づくり祭りから暴力団排除を徹底することにより、善良な市民に開かれた、明るく健康的な祭典を提供し、地域文化の発展に寄与するために、出店に必要な事項を定めるものである。

### (出店の許可)

第2条 出店申請者は、幌別地区手づくり祭り実行委員会（以下「実行委員会」という）の許可を受けるものとする。

### (許可の基準)

第3条 実行委員会は、出店申請者及び従事者が次に該当する場合には許可をしないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるとき
- (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものと認められる者
- (3) 名目の如何を問わず、暴力団等に金品その他の財産上の利益の供与を行っている者、又は行つたと認められる者
- (4) 居所不明、素行不良等、祭典の出店者としてふさわしくない者

### (許可の手続き)

第4条 出店申請者は、実行委員会が定める出店申込書及び誓約書を作成し、実行委員会が定める申込み締切日までに、実行委員会に出店の申請をするものとする。

2 出店申請書には、本人の確認を行うために実行委員会が求める本人確認書類の写しを添付するものとする。

3 実行委員会は、出店を許可する場合は、露店出店者証明書を交付する。

### (出店場所の指定)

第5条 出店場所の指定は、実行委員会の定める方法で公平に行うものとする。

### (名義貸し等の禁止)

第6条 露店出店者証明書は、出店者本人に対する許可であり、名義貸し及び転貸借等についてはこれを禁止する。違反者については、出店の許可を取り消すとともに、以後の出

店も認めないものとする。

(許可の取消)

第7条 実行委員会は、出店の許可をした場合でも、次の各号に該当すると認めるときは、許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条各号(許可の基準)に該当することが明らかになったとき
- (2) 暴力団員を店舗内に立ち入らせたとき
- (3) 許可を得た者と現に出店(従業)している者が、異なると判明したとき
- (4) 粗野又は乱暴な言動や、入れ墨をちらつかせたりするなど、来場者等に迷惑をかけ、又は不安を与えるような行為があったとき
- (5) 第11条(出店の遵守事項)の規定を守らず、実行委員会及び警備関係者の正当な指示に従わないとき

(店舗の規格)

第8条 店舗の規格は、会場の場所を勘案し、実行委員会が定めた基準に概ね合致させるものとする。

(諸経費の負担)

第9条 実行委員会は、出店者に対し、出店等に伴う諸経費を請求するものとする。

- 2 出店者は、前項の請求を受けたときは、速やかに実行委員会に納付するものとする。
- 3 2の納付後、出店者の都合により出店を取り消しする場合については、実行委員会は出店者へ申込費用等の返還をしないものとする。
- 4 天候不良等のためやむを得ず幌別地区手づくり祭りが中止となった場合、実行委員会は申込費用等のうち必要経費を差し引いた額を出店者に返還するものとする。

(許可証の提示)

第10条 出店者は、露店出店者証明書を店舗の見やすい場所に掲示しておくものとする。

(出店者の遵守事項)

第11条 出店者は、次の事項を誠実に遵守しなければならない。

- (1) 法律で禁止されている物品又は祭典の品位を損なうおそれのある物品を販売しないこと
- (2) 商品販売は、一般の市販価格を基準とし、不当な価格で販売しないこと
- (3) 実行委員会の承認を得ることなく、出店場所付近の形状の変更を伴う工作をしないこと
- (4) 実行委員会が指定した場所、建物、備品類等以外は使用しないこと

- (5) 搬入搬出のための車の乗り入れは、実行委員会の指示に従うこと
- (6) ゴミは、出店者の個々の責任において毎日、適切に処理すること
- (7) 出店申請者及び従事者は、常に実行委員会と連絡が取れるようにしておくこと

(撤去等の措置)

第 12 条 実行委員会は、当規約に違反する出店者に対しては、違反状態を是正させるため、撤去等の必要な措置を取らせることができるものとし、出店者に損害が生じても実行委員会は何らこれを賠償ないし保証することは要せず、これにかかる諸費用は出店者が負担するとともに、撤去により実行委員会に損害が生じたときは、出店者が損害を賠償するものとする。

(管轄警察署との連携)

第 13 条 実行委員会は、出店申請者及び従事者と、暴力団又は暴力団員との関係等を調査するため、出店申請書及び誓約書を警察等関係機関に提出し、意見を聞くことができる。

(その他)

第 14 条 この規約に定めのない事項については、その都度、実行委員会が協議の上決定するものとする。

付則

本規約は、令和 6 年 4 月 26 日から施行する。